

身体拘束等の適正化 に関する指針

いの町立特別養護老人ホーム
偕楽荘

目次

■ 偕楽荘における身体的拘束等の適正化に関する基本的な考え方	… P 3
■ 身体的拘束適正化に向けた体制	
1. 身体拘束適正化委員会とその他施設内の組織に関する事項	… P 4
(1) 委員会の設置目的と活動内容	… P 4 ～ 5
(2) 委員の構成と役割	
(3) 委員会の開催	
2. 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本指針	… P 5
(1) 研修の開催	
(2) 研修内容	
3. 偕楽荘で発生した身体拘束等の報告方法等のための方策に関する基本指針	… P

5

■ 身体拘束等に当たる行為と身体拘束がもたらす弊害	… P 6
1. 身体拘束等に当たる具体的行為	
2. 身体拘束がもたらす弊害	
3. 身体拘束廃止未実施減算	

■ 身体拘束適正化のための日常的なケアに関する方針

■ 身体拘束等発生時の対応に関する基本指針	
1. 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の対応	… P 7
緊急やむを得ない場合の例外三原則	
緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の手順と留意点	… P 7 ～ 8

■ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針	… P 9
---------------------------	-------

■ その他身体拘束等の適正化推進のために必要な基本方針	… P 9
-----------------------------	-------

資料

・ 緊急やむを得ない身体拘束フローチャート	… P 10
・ 虐待の芽チェックリスト	… P 11
・ 様式 1 身体拘束実施計画書	… P 12
・ 様式 2 緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書	… P 13
・ 様式 3 緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録	… P 14

■ 偕楽荘における身体的拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。

当施設では「介護保険指定基準において身体拘束禁止の具体的行為」として示されているものに限らず、行動を制限する目的で実施するすべての行為を拘束と位置づけ、組織をあげて身体拘束廃止に取り組みます。私たちは利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を容易に正当化することなく身体拘束適正化に向けた意識をもち、拘束をしないケアの実践に努めます。

具体的には

- ・身体拘束は廃止すべきものである
- ・廃止に向けて常に努力しなければならない
- ・安易に「やむを得ない」で身体拘束を行わない
- ・身体拘束を許容する考えはやめる
- ・組織全体で取り組む
- ・創意工夫を忘れない
- ・第一に考慮するのは、利用者の人権である
- ・サービス提供に誇りと自信を持つ
- ・やむを得ない場合、利用者・家族に十分な説明を行い、身体拘束を実施する
- ・やむを得ず拘束を行った場合に廃止する努力を怠らないこと

参考【介護老人福祉施設の人員・設備及び運営の基準】

身体拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講じなければならないこととする。

- 1) 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
- 2) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従事者に周知徹底を図ること。
- 3) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 4) 介護職員その他の従事者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

■ 身体的拘束適正化に向けた体制

身体的拘束等の適正化のための対策を検討することを目的として、「身体拘束適正化委員会」を設置する。

介護職員その他の職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

1. 身体拘束適正化委員会とその他施設内の組織に関する事項

(1) 委員会の設置目的と活動内容

- ・施設内の身体拘束適正化に向けての現状(不適切ケアが行われていないか、不適切ケアにつながる要因はないか)把握及び改善についての検討。
- ・身体拘束等を実施せざるを得ない場合の検討、身体拘束等の実施の決定、及び手続きの確認と検証。
- ・身体拘束適正化委員会で報告された事例を集計し分析すること。事例の分析に当たっては、身体拘束等の発生時の状況を分析し、身体拘束等の発生の原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策の検討を行うこと。
- ・適正化策を講じた後にその効果について評価する。
- ・報告された事例及び分析結果について、職員に周知徹底すること。
- ・身体拘束適正化に関する研修の企画及び運営。
- ・身体拘束等に関する記録の保管。

(2) 委員の構成と役割

所長

- ・身体拘束適正化委員会の総括責任(責務)
- ・職員への情報の周知の管理(責務)
- ・統括的な見地からの利用者の尊厳と安全のリスクマネジメント(役割)

生活相談員 (身体拘束適正化委員会の担当者は生活相談員とする)

- ・専任で身体拘束等の適正化対策を担当する(責務)
- ・身体拘束適正化対策の実施責任者(責務)
- ・委員会の開催(役割)
- ・身体的拘束等実施報告(役割)
- ・身体拘束等に関わる記録の保管責任(責務)

看護師

- ・医療・看護面の管理者(責務)
- ・医療・看護の場面での利用者の尊厳と安全のリスクマネジメント(役割)

介護員

- ・日常的なケアの現場管理(責務)
- ・日常的なケアの場面での利用者の尊厳と安全のリスクマネジメント(役割)

介護支援専門員

- ・身体拘束等の実施に関わる記録の整備とサービス計画書の管理(責務)
- ・利用者・家族支援における尊厳と安全のリスクマネジメント(役割)

管理栄養士

- ・食事・栄養面の管理(責務)
- ・食事・栄養面での利用者の尊厳と安全のリスクマネジメント(役割)

理学療法士

- ・身体機能面での利用者の尊厳と安全のリスクマネジメント(役割)

医師

- ・医療行為(治療、内服薬調整)の管理(責務)
- ・看護師との連携(責務)
- ・医療面での利用者の尊厳と安全のリスクマネジメント(役割)

その他、所長が必要と認める者

※意見聴取の必要がある場合に個別に召集。

(3) 委員会の開催

委員会は3ヶ月に1回開催する。

必要時(緊急やむを得ず身体拘束等を実施する必要性が生じた場合)は随時開催する。

身体拘束等を実施した場合は、1週間ごとに開催する。

2. 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本指針

(1) 研修の開催

- ・身体拘束等の適正化のための研修を、2回/年以上実施する。(全職員対象)
企画・運営は身体拘束適正化委員会担当者(生活相談員)が行う。
- ・新採用・異動者に対し、配属1ヶ月以内に研修を実施する。(対象者)
企画・運営は主任看護師、主任介護員が行う。
内容は「身体拘束適正化に関する指針」「やむを得ない身体拘束実施マニュアル」に沿って行う。
- ・その他必要な教育・研修を実施する。(全職員対象)

(2) 研修プログラム

- ・施設の理念・方針、利用者の権利擁護
- ・身体拘束等がもたらす弊害と具体的行為
- ・緊急やむを得ない場合(3要件)とその手続き
- ・身体拘束適正化委員会に報告された事例及び分析結果
- ・外部研修受講者による伝達講習
- ・偕楽荘主催研修会後の評価

3. 偕楽荘で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本指針

- (1) 身体拘束等が発生し、「緊急やむを得ない身体拘束フローチャート」で示す正式な手続きを行い実施された場合、身体拘束適正化委員会担当者(生活相談員)が別紙(記録1～3)を添えて身体拘束適正化委員会において報告を行う。
- (2) (1)で示す正式な手続きを行わず実施された身体拘束等の場合は、身体的虐待とみなされ「高齢者虐待防止と早期発見に関する指針」にそって、利用者の安全確認、事実確認、通報者の保護を目的に行動する。

その後、身体拘束適正化委員会において、初動確認、原因究明、再発防止策について検討する。その分析結果等を、職員に周知する。

■身体拘束等に当たる行為と、身体拘束がもたらす弊害

1. 身体拘束等に当たる具体的行為

- ①徘徊しないように、車椅子やイス・ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車いす・イスからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力の有る人の立ち上がりを妨げるようなイスを使用する。
- ⑧脱衣やおむつ外しを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意思で開けることの出来ない居室等に隔離する。

2. 身体拘束等がもたらす弊害

（１）身体的弊害

- ・関節の拘縮、筋力の低下、身体機能の低下や圧迫部位の褥瘡の発生。
- ・食欲の低下、心肺機能の低下、感染症への抵抗力の低下。
- ・抑制具による窒息などの事故発生リスク。

（２）精神的弊害

- ・意思に反して行動を抑制されることによる屈辱、あきらめ、怒りなどに起因し、せん妄や認知症症状の悪化、精神的苦痛、尊厳の侵害。
- ・家族への精神的ダメージが、入所させたことに対する罪悪感、憤り、後悔を生む。
- ・安易な拘束が常態化することによる介護従事者の士気・対応スキルの低下が、介護の質の低下につながる。

（３）社会的弊害

- ・介護保険事業所、施設などに対する社会的な不信、偏見。

3. 身体拘束廃止未実施減算（Ｈ３０年４月より以下の運営基準を満たさない場合減算となる）

- ・身体拘束を行う場合はその態様及び期間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
- ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果

に

について介護員、その他従事者に周知徹底を図ること。

・身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

・介護職員その他の従事者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

* この減算は事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間、利用者全員について所定単位数

か

ら 10%/日を減算する。

■ 身体拘束適正化のための日常的なケアに関する方針

身体拘束を行う必要性を生じさせないために以下に取り組む

- ・ ケア側の関わり方や環境に問題がないか、(その人なりの理由や原因を探り) 見直し、改善する。
- ・ 5つの基本的ケアを実践する
利用者ごとの「起きる」「食べる」「排泄する」「清潔にする」「活動する」の基本ケアを見直す。
- ・ 身体拘束による弊害を理解し、利用者主体の尊厳ある生活の実現に努める。
- ・ 職員の態度や言動で利用者の精神的自由を妨げない。
- ・ 利用者の思いを汲みとり意向に沿ったサービスを提供する。
- ・ 安全確保を理由に利用者の自由(精神的・身体的)を容易に妨げる行動はしない。
- ・ カンファレンス、サービス担当者会議において多職種で検討し、ケアの見直しを行う。
- ・ 不適切ケアの気づきがあれば、問題提議し、多職種で検討し、適切ケアに向け改善策を講じる。
- ・ 改善策について、実施、評価、修正を繰り返し、その過程を職員間で共有する。
- ・ 身体拘束廃止をきっかけによりよいケアの実現を目指す。
- ・ * 【虐待の芽チェックリスト】(資料参照)を活用し自己の振り返りを行う。

■ 身体拘束等発生時の対応に関する基本指針

1. 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

身体拘束は行わないことが原則であるが、緊急やむを得ない場合については下記の運用によるものとする。

緊急やむを得ない場合には、* 【緊急やむを得ない身体拘束フローチャート】にそって適切に対応する。

(1) 緊急やむを得ない場合

利用者の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わないケアの提供が原則である。

しかし以下の3要件をすべて満たす場合は必要最低限の身体拘束等を行う。

- ①切迫性：利用者又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ②非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。

- ③一時性：身体拘束その他の行動抑制が一時的なものであること。

(2) 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の手順と留意点

①身体拘束適正化委員会の招集

拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、3要件（切迫性・非代替性・一時性）のすべてを満たしているかどうか確認し、身体拘束等の実施を決定する。

夜間休日は、勤務者と当番看護師で検討した後、報告を受けた主任看護師・主任介護員・相談員が協議し、身体拘束の実施を決定する。

②検討の記録・必要書類の作成（＊【記録1】【記録2】）

要件に該当するに至った経緯、理由、拘束の内容・方法、場所、拘束の時間または時間帯、期間、拘束の解除（廃止）に向けた取り組み、ケア方法について検討し【様式1 身体拘束実施計画書】を作成する。

身体拘束を実施する場合は、本人・家族に対する説明書、【様式2 緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書】を作成する。

③利用者・家族に対しての説明と同意

主任介護員（主任看護師）は【様式2 緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書】にて身体拘束の内容、目的、理由、場所、拘束時間または時間帯、期間、改善に向けた取り組み方法を詳細に家族に説明し、十分な理解が得られるように努め同意を得る。

また、身体拘束の同意期限を超え、なお拘束を必要とする場合には、事前に家族等と行っている内容と方向性、利用者の状態等を、確認説明し、同意を得たうえで実施する。

④ケアマネは身体拘束開始に当たり施設サービス計画書を作成し、計画内容を介護職員に周知する。

⑤経過記録と適正化の検討

身体拘束早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討するためのカンファレンスを毎日各勤務帯で開催する。記録は【記録3 緊急やむを得ない身体拘束に関する経過記録・再検討記録】を用いて、カンファレンスを実施した入所棟の介護リーダーが記録する。

また身体拘束適正化委員会で、原則1週間ごとに、拘束の必要性や方法、および適正化を講じた結果や評価について検討し、その内容は、全職員に周知する。

⑥身体拘束の解除と家族への説明および同意

身体拘束を継続する必要がなくなったと判断した場合は、速やかに身体拘束を解除し、家族等に報告する。

⑦身体拘束適正化委員会での検証

身体拘束等を実施した際の、3要件に該当するに至った経緯、理由についての検討及び手続きの確認と検証を行う。

身体拘束等の適正化策を講じた後に、その結果について評価を行い、全職員に周知す

る。

- ⑧ケアマネは身体拘束を解除した場合は、施設サービス計画書を立案し家族に説明し同意を得る。

⑨記録の保管と開示

緊急やむを得ない身体拘束を実施した場合の、記録は5年間保存し、行政担当部局の指導監査等の際に提示する。保管責任者は身体拘束適正化委員会担当者とする。

これらの記録は利用者・家族からの請求があれば開示する。

■利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

- (1) 当該指針は、利用者、家族等が自由に閲覧できるよう、事務所前、入所棟に常設する。
- (2) 当該指針は、各部署に常設しすべての職員がいつでも閲覧可能な環境を作る。

■その他身体拘束等の適正化推進のために必要な基本方針

身体拘束等の適正化のためには、施設サービス提供に関わるすべての職員が本指針を理解し以下の点について共通認識を持ち、身体拘束等を実施しない取り組みを継続する必要がある。

- ・ 認知症等の症状・対応を理解しアセスメントに基づいたケアを提供する。
- ・ 事故発生等の法的な責任の回避のために、当事者の権利擁護の概念を軽視し容易に身体拘束等を行わない。
- ・ 介護の代替方法を十分に検討せずに、身体拘束の判断をしない。
- ・ マンパワーが足りないことを理由に安易に身体拘束等を行わない。
- ・ 利用者の思いを汲みとり、利用者の意向に沿ったサービスを多職種協働で提供する。

附 則

この指針は平成31年4月15日より施行する

この指針は令和元年9月1日に改訂する

この指針は令和元年10月25日に改訂する

この指針は令和3年11月29日に改訂する。

この指針は令和8年4月1日に改訂する

緊急やむを得ない身体拘束フローチャート

身体拘束が必要と考えられる事態発生

【夜間休日の流れ】

①全勤務者と（夜間の場合は電話連絡により）当番看護師で協議→介護主任に報告

②介護主任・看護主任・相談員で身体拘束の可否を検討し実施を決定する

③記録 1「身体拘束実施計画書」、記録 2「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」作成

④家族に報告し、来荘を依頼する（来荘後は状況説明を行う）家族に記録 2「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」発行する
来荘が困難な場合は口頭で説明、同意を得る。翌日には来荘依頼をする。

⑤身体拘束実施

【平常体制の流れ】

①身体拘束適正化委員会を招集し身体拘束の可否を検討し実施を決定する

②記録 1「身体拘束実施計画書」
記録 2「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」作成

③家族に報告し、来荘を依頼する（来荘後は状況説明を行う）

④家族に記録 2「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」発行する

⑤身体拘束実施

この手順で実施する

身体拘束を実施している間は毎日各勤務帯でカンファレンスを実施し、記録 3「緊急やむを得ない身体拘束に関する経過記録」に記載する

週 1 回身体拘束適正化委員会を開催し見直し・検討を行う

身体拘束の必要がなくなれば速やかに中止する

身体拘束廃止

利用者および家族に報告

*家族来荘が翌日になった場合は、家族に記録 2「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」発行

*身体拘束の実施は最長でも 1 ヶ月以内とする。

施設サービス計画書を作成し家族に説明し同意を得る

虐待の芽チェックリスト

	チェック項目	チェック欄（○）		
		している	していない	見たり聞いたりした
1	利用者に友達感覚で接したり子供扱いしたりしていませんか	している	していない	見たり聞いたりした
2	利用者に対してあだ名や○○ちゃん呼び、呼び捨てなどをしていますか	している	していない	聞いたことがある
3	利用者に威圧的な態度、命令口調（「○○して」「ダメ！」）などで接していませんか	している	していない	見たり聞いたりした
4	利用への声掛けなしに介助したり、居室に入ったり、勝手に私物に触ったりしていませんか	している	していない	見たことがある
5	利用者のプライバシーに配慮せず、職員同士で話題にしたり個人情報を取り扱ったりしていませんか	している	していない	聞いたことがある
6	利用者に対して「ちょっと待って」を乱用し、長時間待たせていませんか	いる	いない	見たり聞いたりした
7	利用者に必要な日用品（メガネ、義歯、補聴器）や道具（コールボタン）などが壊れていたり使えなかったりしていませんか	している	していない	
8	利用者の呼びかけやコールを無視したり、意見や訴えに否定的な態度をとったりしていませんか	している	していない	見たことがある
9	食事や入浴介助の無理強いなど、利用者の嫌悪感を抱かせるような援助を強要していませんか	している	していない	見たことがある
10	利用者の身体で遊んだり、人格を無視した関わり（落書きをする、くすぐるなど）をしたりしていませんか	している	していない	見たことがある
11	利用者や家族の言動をあざ笑ったり、悪口を言ったりしていませんか	している	していない	聞いたことがある
12	プライバシーへの配慮に欠けたケア（排泄について大声で話す、カーテンを開けたまま排泄ケアをするなど）をしていませんか	している	していない	見たことがある
13	利用者に乱暴で雑な介助や、いいかげんな態度、受け答えをしていませんか	いる	いない	見たり聞いたりした
14	他の職員に仕事に関わる相談ができない等、職場でのコミュニケーションがとりにくくなっていませんか	とりにくい	良好	
15	他の職員が行っているサービス提供・ケアに問題があると感じることがありませんか	ある	ない	

（公財）東京福祉保健財団高齢者権利擁護支援センター作成

☆無記名で定期的実施・回収し、身体拘束廃止委員会で課題把握（集計・分析）をして運営改善に取り組むと、より虐待防止につながる。

【記録 1】

身体拘束実施計画書

利用者： _____ 様 計画作成日： 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

1. 利用者の状態 ☐意識混濁 ☐自傷 ☐他害 ☐自殺企図 ☐医師の指示による安静度制限 ☐その他（ _____ ）
2. 「1」の具体的な状態（利用者の態様）
3. やむを得ない身体拘束の「方法」 ☐4本柵 ☐ミトン ☐抑制帯（安全帯） ☐つなぎ服 ☐車いすの壁つけ ☐向精神薬 ☐その他（ _____ ）
4. 具体的な対策 【拘束する期間】 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ～ _____ 月 _____ 日 【方法】 ・身体拘束を実施している間は1時間に4回以上の観察記録を行う。 ・利用者の精神的苦痛の軽減のため、以下を実施する。 （ _____ ） ・期間中毎日各勤務帯でカンファレンスを実施し「緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録」（記録3）に記録する ・常に解除の可能性（代替え方法、ケアの工夫）を探る ・ _____ ・ _____ ・ _____
5. 備考

計画作成者： _____

【記録 2】

緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書

様

- 1 あなたの状態が下記の A B C をすべて満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間等において最小限の拘束を行います。
- 2 ただし、解除することを目標に検討を行うことを約束いたします。

記

- A 入所者（利用者）本人又は他の入所者（利用者）等の生命または身体が、危険にさらされる可能性が著しく高い。
- B 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がない。
- C 身体拘束その他の行動制限が一時的である。

個別の状況による 拘束の必要な理由	
身体拘束の方法 場所・部位・内容	
拘束の時間帯及び 時間	
特記すべき心身 の状況	
拘束開始および 解除の予定	月 日 時から 月 日 時まで

上記の通り実施いたします。

令和 年 月 日

いの町立特別養護老人ホーム偕楽荘 所長
説明者

印
印

（利用者・家族の記入欄）

上記の件について説明を受け確認しました。

令和 年 月 日

氏 名

印

（本人との続柄： ）

【記録3】

緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録

様

月 日 時	日々の心身の状態等の観察・再検討結果	カンファレンスの参加者	記載者